

# 重大な指導監督基準違反の認可外保育施設への対応について（報告）

## 関係法令等

児童福祉法第 59 条第 5 項（都道府県知事は、第 1 項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。）に基づき、平成 27 年 9 月 28 日に児童福祉専門分科会を開催。命令の可否について検討。

### 対象施設

名 称：おひさま保育園  
所在地：都島区都島南通 1 - 10 - 11  
設置者：株式会社関西全家研（代表取締役：吉村 洋）  
定 員：12 名  
（月極利用者 6 名。一時保育随時受入れ可）  
開所時間：平日（7 時 30 分～19 時）及び  
土曜日（8 時～18 時 30 分）  
開設日：平成 25 年 3 月 1 日（同年 3 月 29 日付け設置届）  
閉園日：平成 27 年 10 月 30 日

### 経過について

下記指導監督の流れのとおり、立入調査結果を受けての文書指導、改善勧告、改善勧告の公表を行ったにもかかわらず改善が図られなかったことから弁明の機会を付与したところ、平成 27 年 9 月 24 日付けで自主閉園の意向が示された。社会福祉審議会での意見聴取を行い、手続き上事業停止命令を行える状態としていた。

#### 社会福祉審議会での意見

こどもの受入先を確保しないで閉園することは行政による虐待の可能性があるのであるため、こどもの受入先を確保せずに命令することは問題がある。

#### 閉園の措置

園長から自主閉園の連絡を受け、入園児 6 名の受入先を検討するよう保護者に対して情報提供。11 月から、2 名が認可保育園。4 名が認可外保育施設へ入園することを保護者に確認済み（平成 27 年 10 月 28 日）。平成 27 年 10 月 30 日園長から「本日付けで閉園」の電話連絡あり。平成 27 年 11 月 2 日 9 時に施設閉園を確認。

